



島根県報

令和5年5月12日（金）

第412号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

知事管理漁獲可能量の変更 (水 産 課) 2

【公 告】

基本測量の終了 (技 術 管 理 課) 2

公共測量の実施 (") 3

河川法の規定による簡易代執行により除却した工作物の保管 (河 川 課) 3

【特定調達公告】

島根県立中央病院清掃等環境衛生業務に係る随意契約の相手方等 (病 院 局) 4

【労委会告示】

あっせん員候補者の告示 4

告 示**島根県告示第338号**

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和5年5月12日

島根県知事 丸 山 達 也

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量

令和5年3月24日 公表

令和5年4月28日 変更

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

第1 くろまぐろ（小型魚）**1 島根県に配分された漁獲可能量**

115.4トン

2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	35.1トン
島根県くろまぐろ（小型魚）沿岸くろまぐろ漁業	76.6トン
島根県くろまぐろ（小型魚）その他の漁業	1.0トン

第2 くろまぐろ（大型魚）**1 島根県に配分された漁獲可能量**

30.2トン

2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	29.6トン
島根県くろまぐろ（大型魚）沿岸くろまぐろ漁業	0.0トン
島根県くろまぐろ（大型魚）その他の漁業	0.0トン

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、令和5年4月20日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和5年5月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

基本測量（国土広域情報修正）

2 作業期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 作業地域
島根県全域

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について松江県土整備事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年5月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
 - 2 作業期間
令和5年4月20日から同年6月30日まで
 - 3 作業地域
安来市飯梨町外地内
-

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命じた措置について、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、同条第4項の規定により当該工作物を保管したので、同条第5項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の3第1項第2号の規定により次のとおり公告する。

なお、当該工作物の保管に要した費用については、河川法第75条第9項の規定により、当該工作物の返還を受けるべき所有者等の負担とする。

令和5年5月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量
係留施設（その他附属物含む。） 5基
 - 2 当該工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時
 - (1) 場所
二級河川堀川水系堀川において、出雲市大社町杵築西、杵築南及び修理面地内
 - (2) 日時
令和5年4月12日9時15分から同日11時15分まで
 - 3 当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所
 - (1) 日時
令和5年4月12日 11時45分
 - (2) 場所
県道矢尾今市線 里方跨線橋 桁下 県有地
 - 4 当該工作物を返還するため必要な事項
 - (1) 当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所が確認できる書類の提示
 - (2) 所有者等であることを証明する書類の提示
 - 5 本件に関する問合せ先及び関係図書の閲覧場所
-

〒693-8511 出雲市大津町1139

出雲県土整備事務所維持管理部管理第一課・二課 電話 0853-30-5634・5631

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和5年5月12日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

- 1 件名及び数量
島根県立中央病院清掃等環境衛生業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県立中央病院事務局経営部 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年3月23日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
太平ビルサービス株式会社 代表取締役 狩野 伸彌 島根県松江市雑賀町201番地
- 5 随意契約に係る契約金額
719,373,600円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

労 働 委 員 会 告 示**島根県労働委員会告示第1号**

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定により委嘱したあっせん員候補者について、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定によりその氏名、現職等を次のとおり告示する。

令和5年5月12日

島根県労働委員会会長 原 市

氏名	現職等
安藤 有理	島根県労働委員会公益委員 弁護士
飯野 公央	島根県労働委員会公益委員 島根大学法文学部教授
大矢 敬子	島根県労働委員会公益委員 元島根県自治研修所長
原 市	島根県労働委員会公益委員 弁護士
光谷 香朱子	島根県労働委員会公益委員

	弁護士
門脇 直人	島根県労働委員会労働者委員 山陰電力関連産業労働組合総連合会会長
島田 一英	島根県労働委員会労働者委員 U Aゼンセン島根県支部支部長
成相 善朗	島根県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会島根県連合会会長
乗本 克己	島根県労働委員会労働者委員 J A M山陰執行委員長
松本 均	島根県労働委員会労働者委員 プロテリアル労働組合安来支部支部長
伊中 和子	島根県労働委員会使用者委員 輝陽礦業有限会社代表取締役社長
江田 小鷹	島根県労働委員会使用者委員 三和興業株式会社取締役会長
鷗鷯 順	島根県労働委員会使用者委員 中浦食品株式会社代表取締役社長
高岩 綾子	島根県労働委員会使用者委員 社会福祉法人いわみ福祉会理事
森脇 建二	島根県労働委員会使用者委員 一般社団法人島根県経営者協会専務理事
稲場 康志	島根県労働委員会事務局長
角森 裕子	島根県労働委員会事務局審査調整課長